

生活福祉資金 福祉費

(住宅補修費・災害援護費)

生活福祉資金福祉資金の福祉費とは、低所得世帯^{※1}や障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療育又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）に対して、日常生活を送るうえで一時的に必要な経費として貸付ける資金です。

今回の熊本地震で被災された皆様の「住宅の補修」や「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」について、特例的に償還期間（返済の期間）等を延長してお貸しします。

※1 熊本地震を起因として勤務先の休業等により低所得となった場合を含みます。

◆ 貸付内容 ◆

- 貸付限度額 ① 住宅の補修・保全等のための資金 250万円以内
② 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 150万円以内
(家具什器の買い替えや外壁、納屋の補修など(生活費は除く))
- 据置期間 貸付の日から2年以内
- 償還期間 据置期間終了後20年以内
- 連帯保証人 原則として1人必要(いない場合も借入申請は可能です。)
- 貸付利子 無利子(連帯保証人ありの場合)又は1.5%(連帯保証人なしの場合)

◆ 申込に必要なもの ◆

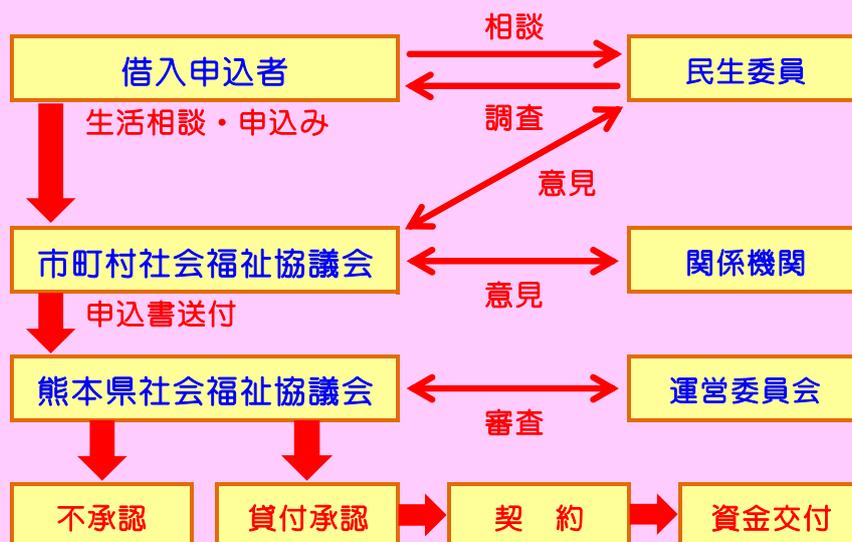
- ◎ 住民票謄本(全部記載)
- ◎ 平成27年分所得・課税証明書(所得証明書及び課税証明書)
- ◎ 罹災証明書
- ◎ その他、社会福祉協議会が審査のために求める書類

※ 住宅計画書や見積書など、資金の用途により提出していただく書類が異なりますので、市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

◆ 相談窓口 ◆

- ◎ 居住する地区の民生委員または市町村の社会福祉協議会が相談窓口となります。
※ この資金は、世帯の安定を図ることを目的としていますので、申込から返済が終了するまで、お住まいの地域の民生委員が相談、援助活動を行います。

◆ 相談・借入申込の流れ ◆



◆ 熊本県内 市町村社会福祉協議会一覧

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
熊本市	096-322-2331	玉東町	0968-85-3150	甲佐町	096-234-1192
八代市	0965-62-8228	和水町	0968-34-2366	山都町	0967-82-3345
人吉市	0966-24-9192	南関町	0968-69-9020	氷川町	0965-52-5075
荒尾市	0968-66-2993	長洲町	0968-78-1440	芦北町	0966-86-0294
水俣市	0966-63-2047	大津町	096-293-2027	津奈木町	0966-61-2940
玉名市	0968-73-9050	菊陽町	096-232-3593	錦町	0966-38-2074
天草市	0969-32-2552	南小国町	0967-42-1501	あさぎり町	0966-49-4505
山鹿市	0968-43-1134	小国町	0967-46-5575	多良木町	0966-42-1112
菊池市	0968-25-5000	産山村	0967-23-9300	湯前町	0966-43-4117
宇土市	0964-23-3756	高森町	0967-62-2158	水上村	0966-44-0782
上天草市	0969-56-2455	南阿蘇村	0967-67-0294	相良村	0966-35-0093
宇城市	0964-32-1316	西原村	096-279-4141	五木村	0966-37-2333
阿蘇市	0967-32-1127	御船町	096-282-0785	山江村	0966-24-1508
合志市	096-242-7000	嘉島町	096-237-2981	球磨村	0966-32-0022
美里町	0964-47-0065	益城町	096-214-5566	苓北町	0969-35-1270

※お問い合わせ等は、各市町村社会福祉協議会にお願いします。

実施主体：社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

連絡先：〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号

TEL：096-324-5475